

令和 8 年 3 月 30 日
植 物 防 疫 所

インド産マンゴウ生果実の日本向け輸出の停止について

インド産マンゴウ生果実については、我が国へのミカンコミバエ種群及びウリミバエの侵入・まん延を防止するため、植物防疫法施行規則（昭和 25 年農林省令第 73 号。以下「規則」という。）別表 2 の 2 及び 4 に基づき輸入禁止品ですが、規則別表 2 の付表 48 に基づき、インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実であって農林水産大臣が定める基準に適合しているものは輸入を認めています。

令和 8 年、日本の植物防疫官をインドに派遣し、消毒の実施等が適切に行われているかの確認を行ったところ、インド側が指定した施設において、二国間で合意した条件を満たしていないことが確認されました。このため、インド側に原因究明及び改善措置の提出を要請するとともに、インド側の運用が改善されたことが日本側で確認できるまでの間、全ての施設から日本への輸出は行わないように要請しました。

つきましては、下記による対応を行うことといたしましたのでお知らせします。

記

(1) 対象植物

インドから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるアルフォンソ種、ケサー種、チョウサ種、バンガンパリ種、マリカ種及びラングラ種のマンゴウの生果実（規則別表 2 の付表第 48 で規定されている植物）

(2) 輸入時の対応

令和 8 年 3 月 25 日以降に発給された検査証明書が添付された（1）のインド産マンゴウ生果実が輸入された場合、廃棄又は返送の措置を実施。

(3) 輸出停止要請の解除

インド側の運用が改善されたことを日本側で確認次第、輸出停止要請の取り下げを実施。

以上